

令和4年度名古屋市教育委員会第41号議案

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立宮前小学校及び名古屋市立六郷北小学校の通学区域の変更について次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

次の区域を名古屋市立宮前小学校の通学区域から除き、名古屋市立六郷北小学校の通学区域に加える。

名古屋市北区上飯田東町1丁目65番、66番の1、66番の2、66番の3、67番の1、67番の2、68番の1、68番の2、68番の3、69番、70番、71番、72番の1、72番の2、72番の3、72番の4、74番の1、74番の2、74番の3、74番の4、75番、75番の1、76番、76番の1、77番の1、77番の2、77番の3、77番の4、77番の5、77番の6、77番の7、78番、79番、80番、80番の2、81番、81番の1、81番の2、81番の3、81番の4、81番の5、81番の6、82番、82番の2、83番の1、83番の2、83番の3、84番、85番、86番、86番の1、山田四丁目201番の各地番

(理 由)

この案を提出したのは、地域の諸活動の実態を考慮し、通学区域を変更する必要があるによる。

(令和5年3月24日提出 総務部教育環境計画室)